

■近居・同居住替支援事業の流れ

1. 申請

- 下記の必要書類を揃え、住宅課窓口に申請してください。
※書類が不足している場合は受付出来ませんので、ご注意ください。
(念のため申請者の方の印鑑(認印可)をご持参ください。)

申請期間は **令和5年4月26日(水)～12月28日(木) まで** です。ただし、予算額に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了します。

<必要書類>

- ① 補助金交付申請書
- ② 親世帯及び親世帯と同居する者全員の住民票(コピーではなく原本。続柄記載。取得後3か月以内のもの。)
- ③ 子世帯及び子世帯と同居する者全員の住民票(コピーではなく原本。続柄記載。取得後3か月以内のもの。)
- ④ 出産予定の者がいる場合は、出産予定であることが分かる書類(母子手帳等)
- ⑤ 親世帯及び子世帯の最終的な住居の位置が分かる地図(一方が市外の場合は、直線距離2キロ以内という条件があるので、直線距離も示してください。)
- ⑥ 戸籍謄本※親世帯と子世帯の親子関係が確認出来るもの
- ⑦ 住宅取得に係る契約書の写し(不動産売買契約書、建築工事請負契約書等のコピー)
- ⑧ 補助対象住宅の所在地及び住戸専用面積が分かる書類(⑦の契約書に記載があれば不要です)
- ⑨ 補助対象住宅の位置図(場所が特定できる案内図のようなもの)
- ⑩ 佐倉市税の滞納がないことを証する納税証明書(課税所得証明書ではない)
(移転する世帯の同居する者全員分で、学生を除く。同居する場合、親世帯・子世帯ともに必要です。令和5年1月1日時点で市外在住者も必要です。なお、申請日時点または過去に、佐倉市に住民票がなく、佐倉市内に固定資産を有していない方は、「申立書」を提出してください。)
※令和5年4月1日以降に取得したもの
- ⑪ 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写しその他の補助対象住宅が建築基準関係規定に適合することを証するものとして市長が認める書類(申請時にまだ交付されていない場合は、実績報告時に提出。)
- ⑫ その他市長が特に必要と認める書類
- ⑬ 委任を受けた方が申請する場合は委任状(同居の親族が申請される場合は、委任状不要。)
- ⑭ 住宅取得契約の契約者が連名になっている場合は登記事項証明書
※登記未了の場合は実績報告時に提出(申請者の持分が最も大きい必要があります。)

2. 交付の決定

- 市において、補助対象の審査をしたうえで、補助金交付決定通知書を通知します。

■近居・同居住替支援事業の流れ

3. 移転

- 住宅取得契約日から1年以内に移転を完了し、住民票を移転してください。

4. 実績報告

- 下記の必要書類を揃え、令和6年3月末日までに住宅課窓口へ提出してください。
＜必要書類＞
 - ①補助金実績報告書
 - ②移転世帯の移転後の同居する者全員の住民票（続柄を記載したもの）
（親世帯と子世帯が同居の場合、両方の世帯が必要）
 - ③申請時に「申立書」を提出した方は、過年度市税滞納のない同一の世帯全員分の佐倉市発行の証明書（住宅課提出用）※その他必要な書類
- 交付決定内容と相違がないかを確認し、補助金確定通知書を通知します。

5. 補助金の交付請求

- 住宅課へ補助金交付請求書を提出してください。
- 市において支払いの手続きを進め、指定された口座（申請者名義の口座）へお振込みをします。